

中村会計だより 冬号



年末調整目前！令和7年分年末調整はどう変わる？

1. 今年の年末調整の最重要チェックポイント

令和7年分の年末調整に大きく関わる、いわゆる「年収の壁」関連の見直しが行われました。どういった変更点があるかをまず確認してみましょう。

① 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

② 基礎控除の見直し

基礎控除は48万円から58万円に引き上げられました。合計所得金額が132万円以下の場合は、さらに37万円上乗せされ基礎控除が95万円になります。132万円超～655万円以下の場合は、基礎控除58万円+上乗せ額の合計になります(令和7年・8年分限定の時限措置)

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額	
	改正後	
	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万円3,999円以下)	95万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	
		改正前
		48万円

これにより、給与所得控除と基礎控除の引き上げを合わせて、所得税がかからない年収、いわゆる「年収103万円の壁」は「年収160万円の壁」になります(+57万円)。

③ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が緩和されました。給与所得控除の引き上げと所得要件の緩和を合わせて、扶養控除の年収の壁は103万円から123万円になります(+20万円)

④ 特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除の創設により、特定扶養控除相当額(63万円)の控除を受けられる従業員の19歳以上22歳未満の子供の年収の壁は、103万円から150万円になりました(+47万円)。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円



2. 今年の年末調整の注意点！

- 改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認をしましょう
- 特定親族特別控除の適用を受ける場合、大学生世代の子どもの収入の確認とともに忘れずに特定親族特別控除申告書を準備しましょう
- 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしましょう

【令和7年11月1日より】静岡県最低賃金1,097円へ変更

～改定前最低賃金 1,034 円からの大幅な引き上げ～

最低賃金制度とは、年齢やパート・学生などの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。

1. 現状の時給水準の確認

最低賃金未満の従業員がいないか確認するだけでなく、時間給の従業員以外でも固定給の従業員においても無関係ではありません。固定給÷実労働時間で計算した金額が最低賃金を下回っている場合には最低賃金以上となるよう固定給や手当の見直しが必要です。

2. 賃金体系見直しのいそぎ検討

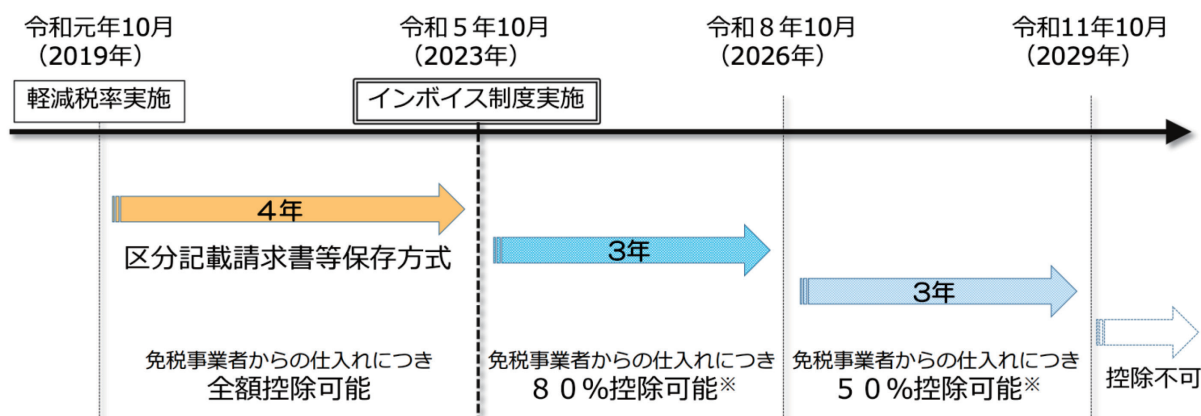
最低賃金に合わせて時給アップを行う場合、固定給の従業員とのバランスを考慮した賃上げが必要となる場合があります。人件費増が経営に及ぼす影響や、どの程度の賃上げであれば、利益を圧迫しないかなど、検討をすすめましょう。



免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について

～令和8年10月1日以降、経過措置はどう変わる？～

インボイス制度が始まってから2年が経過しました。免税事業者からの課税仕入れは原則仕入税額控除の対象外ですが、事務負担増や移行の促進のために経過措置が設けられています。



令和8年9月30日までは経過措置として、80%まで仕入税額控除が認められています。仕入税額控除50%への変更を前に、意識すべきことは何でしょうか。

～令和8年10月以降に向け、今から確認すべきこと～

令和8年10月以降、免税事業者からの仕入れに係る控除額は「80%」が「50%」に引き下げられると仕入れ額が大きい事業者は、支払う消費税額が増加する可能性があります。

① 免税事業者との取引の再確認

現在取引している免税事業者に対し、「令和8年10月以降も免税事業者のままでいるのか」を確認しましょう。もし免税事業者のままであれば、控除率減少分のコスト増について、価格交渉や取引継続の検討する必要があります。場合によっては、取引先の再選定をおこなう必要性も生じます。

② 免税事業者の「登録判断」サポート

取引先(または自社)が、売上減少や価格交渉を避けるために、令和8年10月までに課税事業者(適格請求書発行事業者)になることを検討する可能性があります。